

平成 29 年 12 月 19 日
住宅局住宅総合整備課

「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」を閣議決定

本日、「公営住宅法施行令の一部を改正する政令」が閣議決定されました。改正所得税法の施行後（平成 30 年 1 月 1 日以降）においても、公営住宅の「収入」の計算において、現行の所得控除の方法が引き続き適用されることとなります。

1. 背景

公営住宅の入居資格や家賃等は、入居者の「収入」に応じて設定しており、当該「収入」は、公営住宅法施行令（昭和 26 年政令第 240 号）において、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）の所得控除の考え方を参考に計算しています。

平成 29 年度税制改正において、所得税の配偶者控除等について見直しが行われ、所得税法における配偶者控除に関する規定等の改正が平成 30 年 1 月 1 日から施行されることとなっています。

今回の所得税法の改正では「控除対象配偶者」の定義が見直され、これまで所得制限が設けられていなかった「控除対象配偶者」について、「居住者の合計所得金額が 1,000 万円以下」との所得制限が設けられました。また、「老人控除対象配偶者」についても同様の所得制限が設けられました。

2. 概要

改正所得税法の施行後においても、公営住宅の「収入」の計算において、現行と同様の所得控除の方法を引き続き適用させるため、公営住宅法施行令第 1 条第 3 号イ及びロを改正し、「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者※」とし、「老人控除配偶者」を「同一生計配偶者※で 70 歳以上の者」に改正します。

※ 改正前の所得税法の「控除対象配偶者」（所得制限なし）に相当。

3. スケジュール

公 布 : 平成 29 年 12 月 22 日（金）
施 行 : 平成 30 年 1 月 1 日（月）

問い合わせ先

国土交通省 住宅局 住宅総合整備課 鈴木、西山、吉見
03-5253-8111 (39-373, 39-374, 39-375)、03-5253-8502 (直通)、03-5253-1628 (FAX)